



## もうちょっと知りたいときの「用語解説」

### 特別支援教育とは

障害のある幼児児童生徒の**自立や社会参加**に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の**教育的ニーズ**を把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、**適切な指導及び必要な支援**を行うもの。発達障害も含めて、**特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるもの。**

### 合理的配慮とは

障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための**必要かつ適当な変更及び調整**であって、**特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。**

### 基礎的環境整備とは

「合理的配慮」の基礎となる環境整備。障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。

〔参考・引用文献〕

※国際連合総会採択（平成 18 年 12 月）「障害者の権利に関する条約」

※文部科学省（平成 24 年 7 月）

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

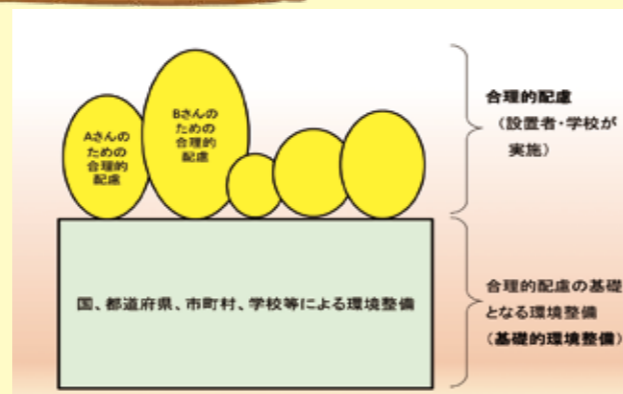
※文部科学省（平成 19 年 4 月）「特別支援教育の推進について（通知）」

※文部科学省（平成 28 年 1 月）「合理的配慮普及推進セミナー」

### インクルーシブ教育システムとは

人間の多様性の尊重等の強化、**障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする**との目的の下、**障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み**であり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

「合理的配慮」と「基礎的環境整備」の関係



（合理的配慮普及推進セミナーより一部抜粋）

〔以下もご活用ください〕

◇文部科学省 HP（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/main.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm)）

特別支援教育の最新情報が掲載されています。

◇インクル DB（<http://inclusive.nise.go.jp/>）

文部科学省の「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」において取り組まれている実践事例に関するデータベースやインクルーシブ教育システム構築に関する様々な情報が掲載されています。

◇奈良県立教育研究所 HP（<http://www.nps.ed.jp/nara-c/>）

調査研究の研究紀要等が掲載されています。

平成 29 年 6 月

問い合わせ先

奈良県立研究教育所特別支援教育部

〒636-0393 奈良県磯城郡田原本町多722 TEL0744-32-8201

# 『共生社会の実現に向けて』

## ～インクルーシブ教育システムの構築を目指して～ Vol.1



インクルーシブ教育システムでは、障害のある子どもと障害のない子どもができる限り同じ場で共に学ぶことを目指します。その場合には、単に学ぶ場を同じにすることを目的とするのではなく、それぞれの子どもが授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けるという視点をもつことが重要です。

🌱 目の前の子どもの姿を大切にしましょう

🌱 「どんな力を付けたいか」を考えましょう

🌱 認め合える集団づくりを目指しましょう



以上の点を大切にすることが、合理的配慮の提供や基礎的環境整備の充実につながります。